

鴨川市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 鴨川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、鴨川市横渚1450番地に置く。

（業務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更に関する協議
- (2) 連携計画の実施に関する連絡調整
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の委員）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員として委員となっている者の任期については、その職にある期間とする。
- 3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 会長は、別表に掲げる委員のうち、鴨川市長又はその指名する者をもって充てる。

（副会長）

第7条 副会長は、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（分科会）

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鴨川市役所企画政策課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営及び事業に要する経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年3月 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 協議会設立時における委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	鴨川市長又はその指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表 社団法人千葉県バス協会会长又はその指名する者 千葉県安房土木事務所長又はその指名する者
法第6条第2項第3号	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 千葉県鴨川警察署長又はその指名する者 社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会会长又はその指名する者 鴨川市校長会会长又はその指名する者 市内公共交通機関の利用者及び代表者